

令和5年度 市民税・県民税

特別徴収のしおり

従業員が退職等で異動した場合の手続きについて

異動事由 時期 手續等	退職・休職など		転勤 (転職含む)
	6月1日～12月31日の異動	1月1日～4月30日の異動（※）	
異動届出書 の提出 P. 3の5参照	異動した月の翌月10日まで		
	※異動届出書の提出時期が遅れると、トラブルとなる可能性もあります。 従業員の異動後は速やかに、異動届出書をご提出ください。		転勤先の給与事務担当者に連絡のうえ、「新しい勤務先」欄に転勤先を記入してください。
異動翌月以降 の月割額の 天引き方法	退職者からの申出がない場合天引き不要 (普通徴収に切り替え) 従業員の申出があれば、一括徴収 (翌月以降の月割額を一括で給与天 引きして納入)にしてください。	退職時に一括徴収 給与又は退職手当等から、翌月以降の月 割額を一括で天引きして納入してください。 退職後、支払予定の給与及び退職手当等の合計 額を超える残額がある場合、又は死亡の場合に 限り、普通徴収(個人納付)への切り替えとなります。	転勤先にて特別徴収を継続 転勤先で、引き続き天引きをして いただきます。 転勤先の給与事務担当者に、必ず 「月割額」及び「徴収開始月」等を 連絡してください。
退職手当等に に対する税額	退職手当等の支払いの際に天引きして、退職した年の1月1日現在に従業員が居住する市区町村に納入 (天引きした翌月10日まで) ※ P. 4の9参照		

※5月1日～5月31日の間に異動された場合も異動届出書の提出が必要となります。

※異動届出書については、税額が0円の人の場合も必ず提出をお願いいたします。

※国外転出者の退職者（外国籍の方を含む）については、一括徴収での納入をお願いいたします。

三原市役所 (市民税課)
〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号

TEL : (0848) 67-6031 (直通) FAX : (0848) 67-6132
ホームページ : <https://www.city.mihara.hiroshima.jp>

目 次

○市民税・県民税の特別徴収について	ページ
1. 送付した書類について	1
2. 月割額の徴収方法	1
3. 月割額の納入方法と納入場所	2
4. 納期限を過ぎて納める場合	2
5. 納税義務者の異動（退職・転職・休職等）について	3
6. 給与所得以外の所得がある場合	3
7. 特別徴収税額の変更について	4
8. 特別徴収義務者の異動について	4
9. 退職所得に対する市民税・県民税の徴収及び納入について	4・5
○給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期限について	5
納入書記入例	6
退職手当等に係る市民税県民税納入申告書記入例	7
退職手当等に係る市民税県民税納入申告書（個人事業主用）	8
異動届記入例（退職、未徴収税額を <u>納税義務者が納付する</u> 場合）	9
異動届記入例（退職、 <u>一括徴収</u> の場合）	10
異動届記入例（退職、 <u>転勤</u> の場合）	11
新規申出書記入例（就職等により特別徴収へ変更する場合）	12
指定通知書（とじ込み）	1枚
異動届出書、新規申出書（とじ込み）	計 2枚
特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書（とじ込み）	1枚

※異動届出書、新規申出書及び所在地・名称等変更届出書は、三原市のホームページからダウンロードできます。

ホームページのアドレス (<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/10/kojinnjuuminzei-youshikidownload.html>)

はじめに

市民税・県民税の特別徴収事務につきましては、平素よりご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。このたび令和5年度の特別徴収事務をお願いするにあたり、この「しおり」をお読みいただき、なお一層のご協力をお願いいたします。

○市民税・県民税の特別徴収について

1. 送付した書類について

- (1) 特別徴収税額の決定・変更通知書 貴事務所の月割額と納税義務者全員の税額を記載しています。
(特別徴収義務者用) 貴事務所で保管していただき、徴収元帳としてご使用ください。
- (2) 特別徴収税額の決定・変更通知書 納税義務者に特別徴収税額を通知するためのものです。
(納税義務者用) 個人ごとに切り離して5月31日までに納税義務者本人に交付してください。
- (3) 納入書 徴収された特別徴収税額を納入する際にご使用ください。

2. 月割額の徴収方法

- (1) 同封の「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に、各納税義務者の月割額が記載しております。6月分の月割額を6月中に支払われる給料（6月分の給料という意味ではありません。）から徴収してください。7月以降の月割額は7月から翌年5月まで、それぞれ各月に支払われる給料から徴収してください。
- (2) 同封の「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の月割額と各納税義務者の給料から徴収した月割額の合計額を毎月照合して、納入してください。
なお、照合の結果、一致しないときはその原因を調べ、その結果に基づいて異動届出書を提出する等の処理を行ってください。

3. 月割額の納入方法と納入場所

(1) 各月の月割額は、翌月 10 日（納期限）までに別冊の「納入書」により、次の金融機関等に納入してください。

※ 10 日が土・日・祝日の場合は翌営業日が納期限となります。詳細は P. 5 の「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期限について」をご覧ください。

金融機関等

◆ 次の金融機関の全国店舗

中国銀行	広島銀行	ひろしま農業協同組合	しまなみ信用金庫	もみじ銀行
呉信用金庫	中国労働金庫	広島県信用組合	両備信用組合	広島信用金庫

◆ 中国 5 県のゆうちょ銀行・郵便局

※ 金融機関の名称は令和 5 年 4 月 1 日現在のものです。
その後名称等に変更がある場合は読み替えてください。

○ 中国 5 県外のゆうちょ銀行又は郵便局から納入される場合は、当初送付した「特別徴収のしおり」にある「指定通知書」に払い込みをするゆうちょ銀行又は郵便局名を記入して、最初に納入されるときにゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。

(2) 納入金額に変更がある場合は、当初通知した金額を二本線で抹消し、納入金額欄の「給与分」のところに納入する金額を記入してください。書き損じられた場合は、納入書のつづりの最後にある予備の納入書を使用してください。
(P. 6 に記入例があります。)

4. 納期限を過ぎて納める場合

納期限までに税金を完納しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 % の割合を加算した割合〔以下「延滞金特例基準割合」という。〕が年 7.3% の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6% の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3% の割合を加算した割合とし、年 7.3% の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年 1 % の割合を加算した割合〔当該加算した割合が年 7.3% の割合を超える場合には、年 7.3% の割合〕）を乗じて計算した額の延滞金を加算して納付しなければなりません。

なお、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに税金、滞納金を完納しない場合は滞納処分を受けることになります。

5. 納税義務者の異動（退職・転勤・休職等）について

- (1) 納税義務者が退職、転勤、休職等により給与の支払いを受けなくなったときは、翌月以降の月割額を徴収しないことになりますので、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入して、異動のあった月の翌月 10 日までに提出してください。(P. 9 に記入例があります。)

※ 6月1日から12月31日までの異動の場合は、納税義務者から申出があれば未徴収税額を一括徴収して、徴収した月の翌月 10 日までに納入してください。

翌年1月1日から4月30日までの異動の場合（死亡の場合等は除く）には、納税義務者から申出がなくても、未徴収税額を退職時の給料または退職金より一括徴収してください。(P. 10 に記入例があります。)

- (2) 転勤した納税義務者が転勤先で特別徴収の継続を希望されるときは、転勤先の給与事務担当者と連絡のうえ、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入して提出してください。(P. 11 に記入例があります。)

- (3) 普通徴収の納税義務者を特別徴収による納入に変更するときは、「特別徴収に係る給与所得者新規申出書」に必要事項を記入して提出してください。(P. 12 に記入例があります。)

- (4) この提出が遅れますと、退職や転勤した人の税額まで特別徴収義務者の滞納額となったり、事務処理が遅れるため、納税義務者が一度に多額の市民税・県民税を納めることになりますので、期限までに必ず提出してください。

（注） 給料から特別徴収の方法で徴収できなくなった税額は、直接納税義務者あてに納税通知書をお送りして納めていただくことになります。………… 普通徴収

- (5) 外国人の方が帰国されることにより退職された場合の市県民税の未徴収税額は、一括徴収により納入していただきますようお願いいたします。

6. 給与所得以外の所得がある場合

納税義務者に給与所得以外の所得があるときは、納税義務者から提出された申告書に給与所得以外の所得を普通徴収によって納付したい旨の記載がある場合を除いて、原則として給与所得と合算して特別徴収していただくことになっています。ただし、65歳以上で公的年金等を受給されている方は、公的年金等所得に係る市民税・県民税を、給与所得に係る市民税・県民税と合算して給与から特別徴収することはできません。また、64歳以下で公的年金等を受給されている方は、従来のように公的年金等所得に係る市民税・県民税も給与所得に係る市民税・県民税と合算し、給与からの特別徴収により納入していただくことになります。

7. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額が変更になったときは、「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を送付します。新しい納入書は送付しませんので変更となった月の納入書の金額を手書きで修正して使用してください。(P. 6に記入例があります。)

- ① 特別徴収義務者用 …… 貴事業所の変更後の月割額と変更があった納税義務者の変更後の税額を記載しています。
- ② 紳税義務者用 …………… 変更後の明細を記載しています。納税義務者本人に交付してください。

8. 特別徴収義務者の異動について

特別徴収義務者の所在地・名称等に異動がありましたら、「特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

9. 退職所得に対する市民税・県民税の徴収及び納入について

退職所得（退職手当等）にかかる市民税・県民税については、退職手当等の支払者がその支払を行うときに税額を計算して支払額から特別徴収し、翌月 10 日までに、退職者が退職した年の 1 月 1 日現在居住していた市区町村へ納入してください。

(1) 税額の計算

$$\{(退職手当等の収入金額) - (退職所得控除額)\} \times 1/2 = A \text{ (1,000 円未満の端数は切り捨て)}$$

$$A \times \text{税率 } 4\% = \text{県民税額 (100 円未満の端数は切り捨て)}$$

$$A \times \text{税率 } 6\% = \text{市民税額 (100 円未満の端数は切り捨て)}$$

(注 1) 退職手当等が「特定役員退職手当等」に該当する場合

退職手当等の額から退職所得控除額を差し引いた額が退職所得の金額になります。(上記計算式の $1/2$ の適用はありません。)

※特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が 5 年以下である者が支払を受ける退職手当等のうち、
その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるもの。

※特定役員等とは、(1) 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事等で法人の経営に従事している一定の者。
(2) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員 (3) 国家公務員及び地方公務員。

(注 2) 退職手当等が「短期退職手当等」に該当する場合 (令和 4 年分以後から適用)

退職手当等の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち 300 万円を超える部分については、上記計算式の $1/2$ の適用はありません。

※短期退職手当等とは、短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの。

※短期勤続年数とは、役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が 5 年以下である者
ただし、特定役員等として勤務した期間がある場合は、その期間を含めて計算します。

(2) 退職所得控除の計算

次の表により計算してください。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円未満のときは80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

- ・勤続年数に1年未満の端数があるときは、これを切り上げて計算します。
- ・障害退職の場合には、通常の退職所得控除に100万円が加算されます。

※ 死亡により退職した人に支払う退職手当等で、その人の相続人等に支払われることになったものは課税されません。

※ 納入にあたっては、次の点にご注意ください。

- ①「表面」の納入金額に「給与分」の月割額と「退職所得分」金額欄を記入し、「給与分」と「退職所得分」を合わせた額を「合計額」の欄に記入してください。
- ②裏面の「退職手当等に係る市民税県民税納入申告書」に必要事項を記入のうえ納入してください。
(P. 6・7の記入例をご覧ください。)

○給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期限について

- ・給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期限及び口座振替で納入されている場合の振替日は次の表のとおりです。
※納期限及び口座振替日は、毎月10日となります。ただし10日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

令和5年度

納入月	納期限及び振替日	納入月	納期限及び振替日
6月分	令和5年7月10日(月)	12月分	令和6年1月10日(水)
7月分	令和5年8月10日(木)	1月分	令和6年2月13日(火)
8月分	令和5年9月11日(月)	2月分	令和6年3月11日(月)
9月分	令和5年10月10日(火)	3月分	令和6年4月10日(水)
10月分	令和5年11月10日(金)	4月分	令和6年5月10日(金)
11月分	令和5年12月11日(月)	5月分	令和6年6月10日(月)

※市民税・県民税の普通徴収や、他の市税（国民健康保険税や固定資産税など）の納期限・口座振替日は上記の表とは異なります。

市税の納入は便利な
口座振替で!!



納入書の記入例

退職者の一括徴収分（残税額 64,100 円）があるため、給与分の納入金額が 70,800 円から 134,900 円に変更となり、さらに、退職金にかかる住民税の納入金額が 75,000 円ある場合の記入例

納入金額(1)は当初に通知した金額です。納入金額が変更になる場合は で抹消し、納入金額(2)の「給与分」の欄に記入してください。(一括徴収分は給与分に含めて記入してください。)

退職所得に対する住民税の特別徴収税額を記入してください。この場合、裏面の納入申告書にも必ず記入してください。記入例は次ページにあります。

納入書		
広島県三原市 個人市民税 個人県民税 領 収 証 書 (公)		
市区町村コード 3 4 2 0 4 1	口座番号 01380-1-960106	加入者名 三原市会計管理者
指定番号		納入金額(1) 円 70,800
年月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入金	給与分 (一括徴収分を含む) 1 3 4 9 0 0	退職所得分 7 5 0 0 0
延滞金		
納期限	年月日	額
(2)合計額	<u>2 0 9 9 0 0</u>	
(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 上記のとおり領收しました。 (納入者保管)		

広島県三原市 個人市民税 個人県民税 納 入 書		
市区町村コード 3 4 2 0 4 1	口座番号 01380-1-960106	加入者名 三原市会計管理者
指定番号		納入金額(1) 円 70,800
年月分		
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。		
納入金	給与分 (一括徴収分を含む) 1 3 4 9 0 0	退職所得分 7 5 0 0 0
延滞金		
納期限	年月日	額
(2)合計額	<u>2 0 9 9 0 0</u>	
上記のとおり納入します。 (金融機関又はゆうちょ銀行等保管)		

広島県三原市 個人市民税 個人県民税 納入済通知書		
市区町村コード 3 4 2 0 4 1	口座番号 01380-1-960106	加入者名 三原市会計管理者
年月分	指定期別コード	納入金額(1) 円 70,800
ID	算定期別コード	
コード	固定年度、収納区分	
(特別徴収義務者) 住所〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 上記のとおり通知します。 (受付店→中国銀行三原市店(取りまとめ店)→三原市保管)		

給与分と退職所得分と延滞金の合計額を記入してください。

* 予備の納入書（納入書のつづりの最後にあります）を使用されるときは、何月分かを必ず記入してください。

退職手当等に係る市民税県民税納入申告書

※ 納入書の裏面が退職手当等に係る市民税県民税納入申告書となっています。

〔ご注意〕

個人事業主の場合

P. 8 の「退職手当等に係る市民税県民税納入申告書」を使用し、市民税課へ提出して下さい。
(同封の納入書(表面)は、通常の給与分と退職分の税額を納入していただく際に金融機関に提出して下さい。その際、裏面の「退職手当等に係る納入申告書」は空白で提出して下さい。)

法人事業主の場合

同封の納入書の裏面の注意書きを読み、申告書を使用してください。

(記入例)

退職手当等に係る 市民税 納入申告書		年	月	日	提出	
三原市長様		〇〇年 8月分				人員 1人
退職手当等支払額		十 億	千 百	十 万	千 百 十 円	200000000
特別徴収 税額	市民税					45000
	県民税					30000
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記の とおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。						
特別 徴 収 義 務 者	所在地 又は住所	〒723-0017 広島県三原市港町三丁目5番1号			(受付印)	
	名称 又は氏名	○○株式会社				
個人番号 又は法人番号	1234567891234					

お手数ながらご記入願います。

退職した日の 属する1月1 日現在の住所	三原市円一町一丁目 3番4号		退職した日の 属する1月1 日現在の住所		
氏名	三原 四郎		氏名		
勤続年数	35年		勤続年数	年	
支払額	20,000,000円		支払額	円	
特別 徴 収 税 額	市民税	45,000円	特別 徴 収 税 額	市民税	円
	県民税	30,000円		県民税	円

(三原市保管)

- 退職所得 20,000,000円
- 勤続年数 35年
- 退職所得控除額の計算
 $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (35\text{年} - 20\text{年}) = 1,850\text{万円}$
- 税額の計算(詳しい計算方法はP. 4に記載しております)
 $(2,000\text{万円} - 1,850\text{万円}) \times 1/2 = 75\text{万円}$
市民税額 75万円 $\times 6\% = 45,000\text{円}$
県民税額 75万円 $\times 4\% = 30,000\text{円}$

市民税・県民税の合計額を納入書の表の納入金額(2)「退職所得分」の欄に記入してください。

新たに口座振替での納入を開始した事業所について、退職手当等に係る市県民税を納入をされる場合、納入書に既に記載されている給与分の金額を二重で納入をされないようにご注意ください。
納入書の訂正については、P. 6の記入例を参考にしてください。

退職手当等に係る 市民税 納入申告書（個人事業主用）

退職手当等に係る 市民税 納入申告書			年 月 日 提出											
三原市長様			年 月 分						人員			人		
退職手当等支払額			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
特別徴収 税額	市民税													
	県民税													
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。														
特別徴収義務者	所在地 又は住所	〒									(受付印)			
	名称 又は氏名													
	個人番号													

お手数ながらご記入願います。

退職した日の属する1月1日現在の住所				退職した日の属する1月1日現在の住所			
氏名				氏名			
勤続年数	年			勤続年数	年		
支払額	円			支払額	円		
特別徴収税額	市民税	円		特別徴収税額	市民税	円	
	県民税	円			県民税	円	

(三原市保管)

異動届出書記入例（退職、未徴収税額を納税義務者が納付する場合）

市民税 給与支払報告書 県民税 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

				年 度		1. 現		税額通知書に記載してある指定番号を記入してください。								
三原市長様 令和〇年10月8日提出		給与支払義務者	所在地	〒723-0017 広島県三原市港町三丁目5番1号		特別徴収義務者 指 定 番 号		→ 7038071								
			フリガナ			確認番号		1234567								
			氏名又は名称	○○ 株式会社		担連 当絡 者先		所属		総務課給与						
			個人番号 又は法人番号			氏名		日本 花子		電話		0848-64-2111 内線()				
				一個人番号の記載に当たっては左端を空欄とし右前めで記載												
給 与 所 得 者	フリガナ	ミハラ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法							
	氏名	三原 太郎							1. 特別徴収継続							
	生年月日	昭和40年 1月 23日							6	月から	10	月から	令和× 年 9 月 30 日	1. 退転勤職(A) 2. 休職・長欠勤 3. 死亡 4. 支払少額(B)・不定期(C) 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 事由・理由 □ 乙欄該当(D) □ 少人数(E)	3	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6							9	月まで	5	月まで				
	受給者番号	A-0000001							27,200	円	52,800	円				
	1月1日現在の住所	三原市港町三丁目5番1号														
異動後の住所	同上															

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒
	所在 地	〒
	フリガナ	
	氏名又は名称	

- (ア) 税額通知書に記載してある税額を記入してください。
 (イ) 給与から天引きした月および税額を記入してください。
 (ウ) 給与から天引きできなくなった月および税額を記入してください。
 • 異動年月日は転勤日・退職日を記入してください。

新しい勤務先へは、月割額_____円を
月分(月 日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	右から 番号を記入
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由	右から 番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日 (上記(ウ)と同額)	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(月 日納入期限分)で 納入します。	
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円		

3. 普通徴収の場合

理 由	右から 番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため	※市町村 記入欄	年度	異動の事由	確認事項
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		□ 特落 □ 転勤 □ 一括徴収	□ 入力 □ 確認 □ スキャン	
		3. 死亡による退職であるため		□ 特落 □ 転勤 □ 一括徴収	□ 入力 □ 確認 □ スキャン	

異動届出書記入例（退職、一括徴収の場合）

市民税 県民税		給与支払報告書		に係る給与所得者異動届出書		年 度	1. 現		税額通知書に記載してある指定番号を記入してください。																					
三原市長様 令和〇年10月8日提出		給与支払者 特別徴収義務者	所在 地	〒723-0017 広島県三原市港町三丁目5番1号			特別徴収義務者 指定番号	→ 7038071																						
			氏名又は名称	○○ 株式会社			確認番号	1234567																						
			個人番号 又は法人番号				所属	総務課給与																						
							担当者先	氏名	日本 花子																					
			電話	0848-64-2111 内線()																										
給与所得者	フリガナ	ミハラ タロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法																				
	生年月日	昭和40年 1月 23日		80,000	6 月から	10 月から	令和×年 9月 30日	1. 退職(A) 2. 転勤(B) 3. 休職・長欠勤(C) 4. 死亡(D) 5. 支払少額(B)・不定期(C) 6. 合併・解散(E) 7. その他(F) 事由選択 <input type="checkbox"/> 権限當(D) <input type="checkbox"/> 少人當(E)	2. 1. 特別徴収継続 右から番号を記入	1. 特別徴収継続 右から番号を記入																				
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6			9 月まで	5 月まで		2. 一括徴収 右から番号を記入																						
	受給者番号	A-0000001			27,200 円	52,800 円		3. 普通徴収 (本人納付) <input type="checkbox"/> 権限當(D) <input type="checkbox"/> 少人當(E)																						
	1月1日現在の住所	三原市港町三丁目5番1号																												
	異動後の住所	同上																												
★退職時の一括徴収について																														
<p>1. 特別徴収継続の場合</p> <p>(ア) 税額通知書に記載してある税額を記入してください。 (イ) 給与から天引きした月および税額を記入してください。 (ウ) 給与から天引きできなくなった月および税額を記入してください。 • 異動年月日は転勤日・退職日を記入してください。</p>																														
<p>(ア) 退職者に対して5月31日までに支払われる給与又は退職手当が未徴収税額未満の場合 (イ) 死亡による退職の場合</p>																														
<p>2. 一括徴収の場合</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">理 由</td> <td rowspan="2">1 右から番号を記入</td> <td colspan="3">1. 異動が令和×年12月31日まで、一括徴収の申出があつたため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため</td> <td rowspan="2">徴収予定月日 (上記(ウ)と同額)</td> <td rowspan="2">徴収予定額 (上記(ウ)と同額)</td> <td colspan="5">左記の一括徴収した税額は、 10 月分(11月10日納入期限分)で納入します。</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>5日</td> <td>52,800円</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>											理 由	1 右から番号を記入	1. 異動が令和×年12月31日まで、一括徴収の申出があつたため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			徴収予定月日 (上記(ウ)と同額)	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 10 月分(11月10日納入期限分)で納入します。					10月	5日	52,800円					
理 由	1 右から番号を記入	1. 異動が令和×年12月31日まで、一括徴収の申出があつたため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			徴収予定月日 (上記(ウ)と同額)	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 10 月分(11月10日納入期限分)で納入します。																							
		10月	5日	52,800円																										
<p>3. 普通徴収の場合</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">理 由</td> <td rowspan="2">右から番号を記入</td> <td colspan="3">1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため</td> <td rowspan="2">※市町村記入欄</td> <td rowspan="2">年 度</td> <td rowspan="2">異 動</td> <td colspan="5"> <ul style="list-style-type: none"> 一括徴収の対象となる税額を記入してください。 納入書の使用月を記入してください。 </td> </tr> <tr> <td>□ 特落</td> <td>□ 転勤</td> <td>□ 一括徴収</td> <td>□ 入力</td> <td>□ 確認</td> <td>□ スキャン</td> </tr> </table>											理 由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため			※市町村記入欄	年 度	異 動	<ul style="list-style-type: none"> 一括徴収の対象となる税額を記入してください。 納入書の使用月を記入してください。 					□ 特落	□ 転勤	□ 一括徴収	□ 入力	□ 確認	□ スキャン	
理 由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため			※市町村記入欄	年 度	異 動	<ul style="list-style-type: none"> 一括徴収の対象となる税額を記入してください。 納入書の使用月を記入してください。 																						
		□ 特落	□ 転勤	□ 一括徴収				□ 入力	□ 確認	□ スキャン																				

異動届出書記入例（退職、転勤の場合）

市民税 給与支払報告書 県民税 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年 度

1. 現

税額通知書に記載してある指定番号
を記入してください。

三原市長様 令和〇年10月8日提出		特別徴収義務者 支払者	所在地	〒723-0017 広島県三原市港町三丁目5番1号				特別徴収義務者 指定番号	→ 7038071		
			フリガナ					確認番号	1234567		
			氏名又は名称	○○ 株式会社				担連 当絡 者先	所属	総務課給与	
			個人番号 又は法人番号					氏名	日本 花子		
					電話	0848-64-2111 内線()					
給 与 所 得 者	フリガナ	ミハラ タロウ		(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏名	三原 太郎		特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	令和×年 9月 30日	1. 退転休職(A) 2. 勤務欠止 3. 死亡 4. 支払少額(B)・不定期(C) 5. 合併・解散 6. その他 7. 事由・理由 □ 乙欄該当(D) □ 少人数(E)	1. 特別徴収継続 右から番号を記入 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
	生年月日	昭和40年 1月 23日		80,000	6 月から	10 月から					
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6			9 月まで	5 月まで					
	受給者番号	A-0000001									
	1月1日現在の住所	三原市港町三丁目5番1号									
	異動後の住所	同上									
			27,200 円		52,800 円						

1. 特別徴収継続の場合

新 しい 勤 務 先 特別 徴 収 義 務 者	特別徴収義務者 指 定 番 号	8 8 7 7 7 8 8		新規	法 人 番 号			担当者連絡先 所属 氏名 電話	総務課	
	所在 地	〒723-0016 三原市宮沖五丁目9番23号							総務	太郎
	フリガナ									
	氏名又は名称	△△ 有限会社							内線()	

新しい勤務先へは、月割額 6,600 円を
10 月分(12月10日納入期限分)から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号
右から番号を記入
1. 必要 2. 不要

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

必ず新しい勤務先へ連絡を済ませた
後で提出してください。

由 確 認 事 項

特徴収 入力 確認 スキャン

一括徴収 入力 確認 スキャン

2. 一括徴収の場合

理 由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日
		2. 異動が令和 年1月1日

(ア) 税額通知書に記載してある税額を記入してください。

(イ) 給与から天引きした月および税額を記入してください。

(ウ) 給与から天引きできなくなった月および税額を記入してください。

・異動年月日は転勤日・退職日を記入してください。

3. 普通徴収の場合

理 由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日
		2. 令和 年5月31日までに未徴収税額(ウ)以下である 3. 死亡による退職であるため

新規申出書記入例（就職等により特別徴収へ変更する場合）

特別徴収に係る給与所得者新規申出書					※市記入欄	
三原市長様 ××年 8月 2日 提出		(特別徴収義務者)	住所又は所在地	〒 723-0017 広島県三原市港町三丁目 5番 1号	特別徴収義務者指定期番号 7038071	
			氏名又は法人の名称	○○株式会社	法人番号 1234567890101	連絡者の所属 日本花子
給 納 税 所 義 務 者 (者)	フリガナ	ミハラ タロウ			左記の給与所得者（納税義務者）について、 8月分（令和×年9月10日納期限分）から 特別徴収を希望します。	
	氏名	三原 太郎				
	現住所	三原市円一町一丁目3番4号				
	1月1日の住所	同上			1 令和×年8月1日に入社したため (給与支払開始日：令和×年8月20日)	
	生年月日	明・大・昭・平	××年 10月 1日			2 その他 特別徴収新規事業所のみ、新しい納入書を送付しています。 継続して特別徴収を行っている事業所は、納入書を訂正してご利用ください。（納入書の訂正についてはP.6となります。）
	確認番号	1234567			特別徴収新規事業所の場合 特別徴収用納入書の要否	
	年税額	54,900	円			要 不要
普通徴収納付済額	15,900	円	(第 1 期分まで)	二重納付を防ぐため、納付税額を本人に確認してから書いてください。切り替えができるものは、次の1期から4期までの普通徴収分に限ります。 1期 令和5年 6月末日 2期 令和5年 8月末日 3期 令和5年 10月末日 4期 令和6年 1月末日 ※末日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。		

○ 普通徴収で課税されている方の市民税・県民税を特別徴収での納入に切り替える場合、この用紙を使って届けてください。
 ○ 二重納付防止のため、普通徴収での納付済額を必ずご確認ください。
 ○ 徹底開始月のご希望がない場合は、通知月の翌月からの徴収となります。
 ※電算処理の日程上、翌々月からの徴収になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 ○ 65歳で公的年金等を受給されている方は、公的年金等所得に対する普通徴収部分を給与所得部分と合算して特別徴収することはできません。

【提出先】三原市役所・財務部市民税課市民税係（〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 電話：0848-64-6031）

指定通知書について

中国5県外のゆうちょ銀行又は郵便局から納入されるときは、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行又は郵便局名を記入して、最初に納入されるときにゆうちょ銀行又は郵便局に提出してください。

(株) ゆうちょ銀行

店長様

(郵便局) 郵便局長様

三原市長



指定通知書

貴店又は貴局を地方税法第321条の5第4項（同法第328条の5第3項において、準用する場合を含む）の規定によって、当市の市民税及び県民税の払込み取扱店（局）に指定しましたので通知します。

- ・承認番号 第39号
- ・口座番号 01380-1-960106番
- ・加入者の名称 三原市会計管理者
- ・取りまとめ店 (株) ゆうちょ銀行
広島貯金事務センター

市民税
県民税

給与支払報告書

に係る給与所得者異動届出書

						年 度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
							特別徴収義務者指定期番号	確認番号	所属	氏名	電話			
三原市長様 令和 年 月 日提出		給与支払者 特別徴収義務者	所在 地											
			フリガナ											
			氏名又は名称											
			個人番号 又は法人番号						←個人番号の記載に当たっては左端を空欄とし右詰めで記載					
給 与 所 得 者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法							
	氏名													
	生年月日								年 月 日					
	個人番号													
	受給者番号									月から	月から	年	1. 退職(A) 2. 転勤(B) 3. 休職(C) 4. 死亡(D) 5. 支払少額(E) 6. 不定期(F) 7. 合併(G) その他(H)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	1月1日現在の住所									月まで	月まで	月	右から番号を記入	
	異動後の住所									円	円	日	右から番号を記入	
1. 特別徴収継続の場合														
新 しい 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定期番号	(新規)		法 人 番 号					新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分(月 日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	所在 地			所 属										
	フリガナ			氏 名										
	氏名又は名称			電 話			内 線 ()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)						
2. 一括徴収の場合								左記の一括徴収した税額は、 月分(月 日納入期限分)で 納入します。						
理 由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があつたため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)								
		月 日	円											
3. 普通徴収の場合								※市町村記入欄						
理 由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が 未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため			<input type="checkbox"/> 特落	<input type="checkbox"/> 転勤	<input type="checkbox"/> 一括徴収	<input type="checkbox"/> 入力	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> スキャン				
					<input type="checkbox"/> 特落	<input type="checkbox"/> 転勤	<input type="checkbox"/> 一括徴収	<input type="checkbox"/> 入力	<input type="checkbox"/> 確認	<input type="checkbox"/> スキャン				

特別徴収に係る給与所得者新規申出書

		※市 記入欄									
三原市長様 令和 年 月 日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払義務者	住所又は所在地	〒							
			氏名又は法人の名称								
			特別徴収義務者 指定番号	※市町ごとに異なります。							
			法人番号								
			連絡者の 所属 氏名 電話番号	所属 氏名 電話							
(給与納税義務者)	フリガナ	左記の給与所得者(納税義務者)について、 月分(年 月 日納期限分)から 特別徴収を希望します。									
	氏名										
	現住所										
	1月1日の住所	新規の理由	1 令和 年 月 日に入社したため (給与支払開始日:令和 年 月 日)								
	生年月日		2 その他(具体的に)								
	確認番号										
	年税額										
普通徴収納付済額	(特別徴収新規事業所の場合) 特別徴収用納入書の要否										
事前の税額確認の要否						要	・	不	要		
※税額通知及び特別徴収新規事業所への納入書の送付は、毎月20日頃となります。事前に、税額確認が必要な場合は、上記を「要」としてください。既に電話などで確認済の場合は、「済」としてください。						要	・	不	要	・	済
※市 記入欄	現年度	繰戻	入力		確認		ス	キ	ヤ	ン	
	新年度	繰戻	入力		確認		ス	キ	ヤ	ン	

【提出先】三原市役所・財務部市民税課市民税係(〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号 電話:0848-67-6031)

特別徴収義務者所在地・名称等変更届出書

三原市長様 令和 年 月 日 提 出	特別徴収義務者 給与支払者	所 在 地 氏 名 又は名称	〒 —	特別徴収義務者 指定番号 法人番号		
			〒 —			
		氏 名 又は名称	担当者 連絡先	所属		
				氏名 電話		

変更年月日	令和 年 月 日
変更理由（該当するものに○をしてください。）	
1. 所在地変更 2. 名称変更 3. 合併（会社名 ）と合併した。 ア. 旧社名の法人は登記上存続し社名変更。 イ. 旧社名の法人は登記上解散し合併された。※ ウ. 対等合併により新会社設立。※ 4. 経理事務の一本化※ 5. その他（ ）	
書類送付先	書類の送付先を変更後の事業所所在地以外に指定される場合のみ記載してください。
書類送付先	フリガナ 住 所 〒 —
	フリガナ 氏 名 又は名称
	電 話 () —
	電 話 () —

※上記変更理由 3.合併のイ、ウと 4.経理事務の一本化に該当される場合は「給与所得者異動届出書」もあわせてご提出ください。

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所在 地	〒 —	〒 —
フリガナ		
方 書		
フリガナ		
氏 名 又は名称		
電 話	() —	() —
備 考		

◎お願い　所在地・氏名又は名称には誤読をさけるために必ずフリガナを記入してください。

※市処理欄	<input type="checkbox"/> 处理済	<input type="checkbox"/> スキャン済
-------	------------------------------	--------------------------------

個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さんへ

1 個人番号の利用目的について

市区町村から特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）により通知される納税義務者の個人番号は、特別徴収に係る事務に限り使用することができ、たとえ本人の同意があったとしても、それ以外の事務（社会保障など）には使用することはできません。

※番号法第9条第3項

（前略）法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。